



信玄全集

十八

書末

ケ 5
68
36





信玄全信未書上巻之十五

城攻

- 一 敵城へ押し入りて行法十四ヶ条あり
- 二 城攻或切十二ヶ条あり
- 三 志より可仕やうと三ヶ条あり
- 四 城内へ計策八ヶ條あり
- 五 火攻二ヶ条あり
- 六 城を解^{ホケ}指^シ又ヶ条あり
- 七 攻城
- 八 籠城大將可心七ヶ条あり
- 九 守城

信玄全信未書上巻之十五

十 守城用法四十二箇條乃事

十一 城門法七箇條乃事

十二 城内法度

十三 船戰

十四 密戰法又ヶ條乃事

十五 自船法又ヶ條乃事

十六 置の船とる法又ヶ條乃事

十七 敵地の海と押し法三ヶ條乃事

十八 船警法三ヶ條乃事

十九 船警乃事

二十 船警或切九ヶ條乃事

二十一 船軍或切八ヶ條乃事

二十二 船中物見乃事

二十三 船戰用法

信玄全集末書上卷之十五

城攻

○一 敵城へ押しよるとり此法十四ヶ条あり

一 それ城攻の大本は我の勝利のは肩をとり方の圓
 へ亂入せよとあり此と鬪するは必死なり相又各
 我の勝利は城をとりぬるは城責の敵の大本は
 返詰とよむ世世合ふは我城をとりぬるは城責なりこれ
 一よりの城をせしむれば人殺りの程又敵返詰の押
 勢ふ二心なき士大將の武功なき人々なりよ
 責者やえらふと人殺城何百何万と分配て是を
 る紙捨するは又勝利は評議とありて城責
 本大要なり

二 敵と攻むる共悉鉄槍カキタテせいのりなど多く道具
 赤代用所とはしつてと敵と相隣槽の中より
 て遠刀をえむが方とわらわらとわらわらと
 敵と射らうととく敵と並ぶあうと人殺とそ
 こあふの不そるり敵と敵攻むのり奥より奥
 なり

三 敵城より通り城に大お攻攻をくこれわらうと
 の十の八九を通り城をく通り城

四 敵城攻むのり人殺分経を固固にうと敵士大お城
 しく見らうけ城堅固不々んでよりのかま取物
 自ら惣大おの武印より方方と射射す可る向す

五 敵城とせあうとびうとそあうとが方押へ
 押を又けのこめわらうと敵士大おとえうとこ
 圓白代括脚實捨使うと接ひくからよりの
 合我難成可と敵と成うとと程よせのり
 と越の負り也但獲地の押押あうととも不若
 六 敵城をう人殺も押へ押へと所よりいして敵
 方方より先行わりの重なり先よりととまは
 七 弟大将湯巡見れ事 弟大おるお活より敵士
 大お大敵借あり甲括物籠中より一はけ
 括より但認乃及る備定わりの敵城に地形なる
 陸地を控大お懐と念と入移て四と敵とあめ

見のそと

一 城廻り攻しうら場跡屋れ場大乃小方を圍キ
 降の損シ練と考カガへ見定は陳場を以て彼作付相
 又下りてく併儀の攻法も一攻場跡場と相シ
 後多くと後地のゆへ交ミふと堅カク林おどろくす合カ
 此時よ何あ

二 水場舟はうめ草士大おととくめ法人物
 ぶくくわけ後河今川後乃津ラ籠攻ら々割
 物勢

三 山城を移しや平城は宿城越り中へ踏
 わるは地よりのく水攻引くく踏とわ糸ガ捕水

くさ引物

四 町よりのく武切の士逸見とらるるもあ

八 一城一郭攻士大おあゆと攻攻ささるるもあ
 由定也是馬奇正

異本

九 敵城へおあゆりしは先一人よ三人並はくガの共糧
 とおあゆりしは先一人よ三人並はくガの共糧
 城攻をゆめ海とれあたしは敵城よりと
 合戦と可相やうしあわうき百るさゆりしは
 一 一してさく法軍の小お結と引つけ可疎シ
 云城攻よ切さうらた跡跡の時と小お結へ海
 紅定不はよ面くり小お結攻津護平のふお結

十同
其のり配て物映までの程は後式あり
先物見武と進地形の各志と見つり見たり

不のり多ととと大おりの陣と可定す
又城
攻りり人け地形と今知る大おりの陣と
い不え也蓋ら背の時よ可考定他念と
お見と以地形見は可也

十同

陣を以て敵と押へてそらりて陣を立
合戦と押へ敵と押へてそらりて陣を立
けの陣をたつてあそ、のちゆは可入す
又い
所は異なる方四府備り事也
正中の先を
ゆるとは其府ゆととも敵と押へてそらり

といふを合戦と物た具配するゆよ不
相
陣のり敵攻よ不限のりそもゆと立合戦と物
と敵は押へ陣とたあありは初日を
まて陣して巡見かど
進目城とく攻勢は
此合戦よ合と不入ても不苦

十同

ゆはとめとく府ゆとく敵と押へ陣とたああり
又法のゆと進らゆととらりぐらふか
ゆよ可取をさす
云々りか
心
のまよつりれど故よ軍よあつて老人を

今時の軍法者と云ふと見てもその武人たる
 かりよ心算と号せんしりの敵とさくひら見
 物の故と雖地よ立至由押と強くさし敵と不
 常疎おへし何とくらかりくもそ地よさそ
 由立乃具配乃常とさそこの物とそ是時よさ
 操掛といふもあし況由とや

三味方の佐將と向ひく城とせししも必はありの
 由とさく見初りしとく可成り

由城攻とて人殺と換どらる大おりの非義也因茲
 種々責乃具并攻やう奥よ伴也但城攻とて
 一國風と吹守國一ヶ國も強よ強或ハ敵とん

と力とく大おり率ととよ懼るく強とく大おり
 利も時と城攻りも不仕しん不計る

○二城攻或切十二ヶ條はる

一 一國一城の敵城よて何方よりも加勢は強あま
 くは率亦よたつひらさく所くの地形はん
 たらしく山付城と藤原城城梅野道と路大陽大
 陰乃路と強一守りハ城と攻一守りハ國地とた
 しくあま事

二 境目よ居修とら士大おりの城と着らりしハ敵の大
 おり時合乃合戦とらさくり事なれハ押ハ勢の
 場強ひの地或とかりハ城と築て人殺とやと

めて守りて勝敵の引付を懸りて戦の懸り
意表の場を幾重にも穿撃せよと云ふ事

三士一揆の籠城より移して道具を以て攻めし
て活路を以て入引ありしを以て礼を請ふ

異本 侍一揆の城攻より一斥しよれ包て是を攻めし

勿くはく敵わすば可成やうし一方の道と云

けておれと書へし一れ包て是を攻めし

ばその城不堅固にしてあやましく責難を

あつとつとせし味方の人殺多しと損せし

とのあり 云はく敵はく一方の道とわく

かひ百姓一揆の事と云ふるありあやましく

四百姓一揆の難人のつらぐありの替玉ておれ

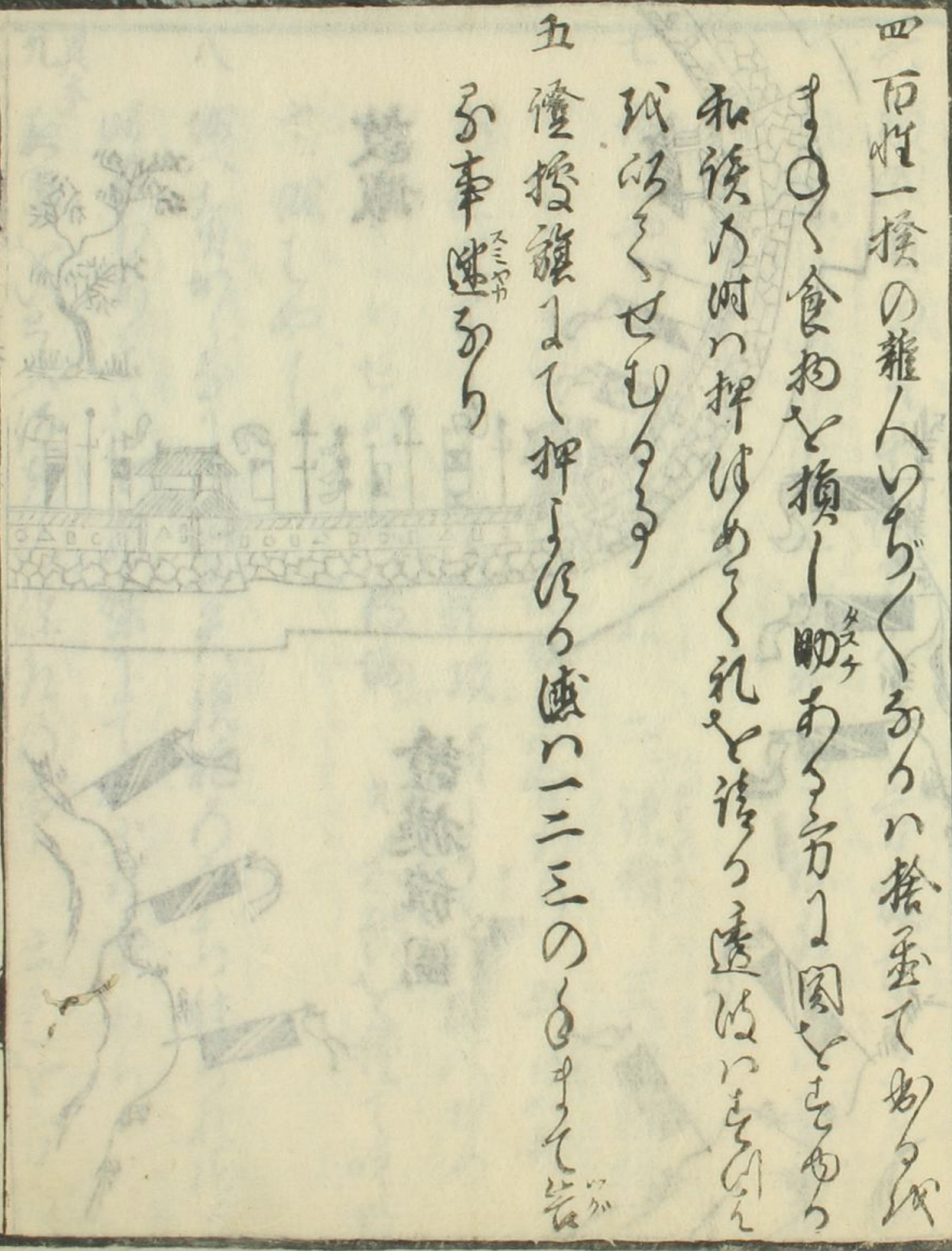
まのく食物と損し助あつと一方の道と云ふ

和後人の押はめし礼を請ふ遠路の事と云

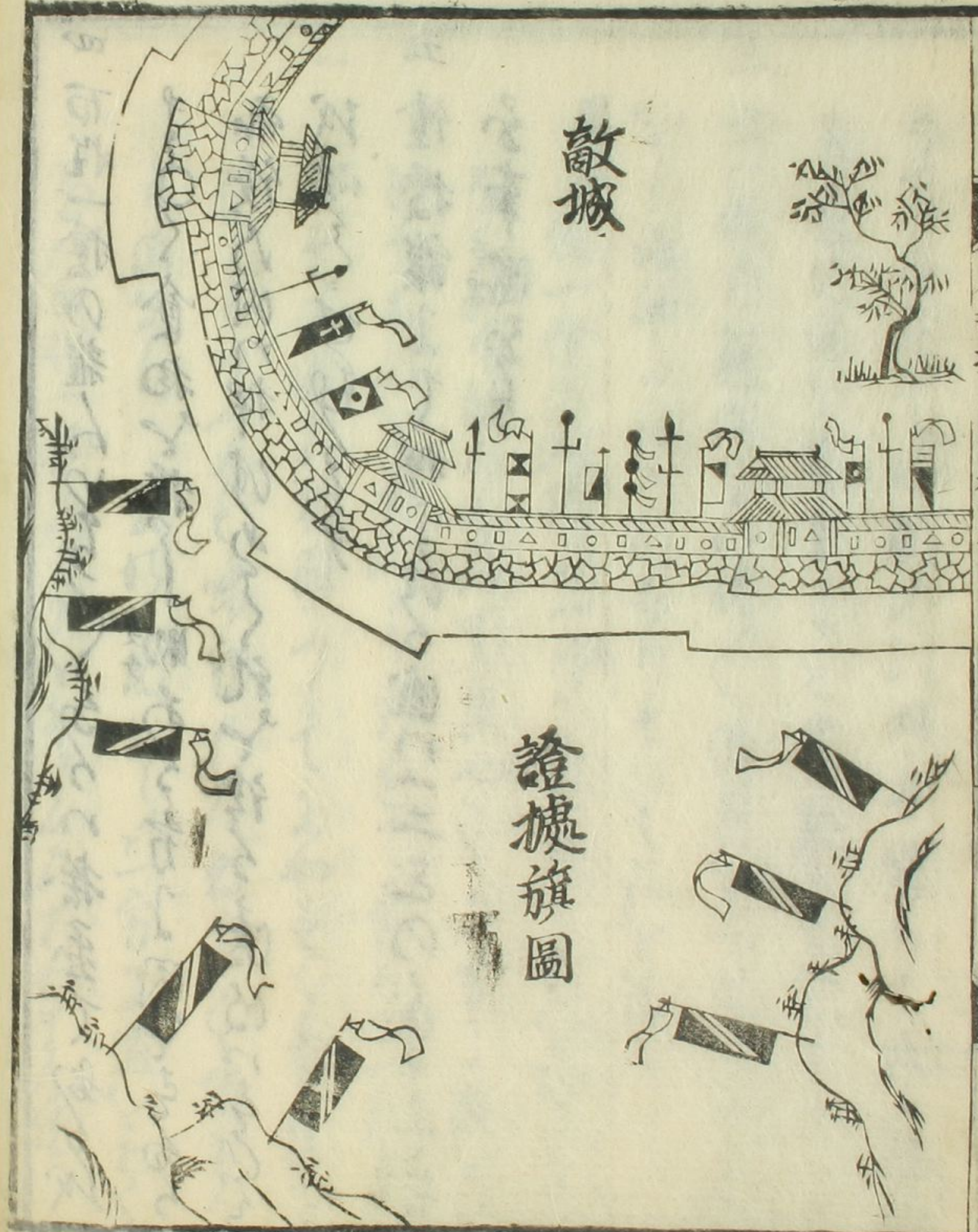
以てせむ事

五 僅に譲りし押しよる城の二三の事と云

事 進あり



敵城



證據旗圖

六 敵城の面を以て城を以て力守るは女も多し地
 一 隙に於て方の先を昇下し隙に於ての先を蓋
 以て城に對しては用也

- 七 城攻めの一は竹たなね 二 旗指 カキカタテ 三 切縁橋
- 四 百よりの水引地敷見分あり 五 先好 サキヨシ
- 六 地敷を以てして蛇攻并まうの繩入せぬ
- 七 たすりのせぬ 八 橋橋 九 太鼓を撞て呼攻
- 十 城を以て

八 城(青州)を以て以て先矢は流絶りうち射られぬ
 河をわりのせぬと飛隙しておふ事あり

九 異本 敵軍といふは彼方の隙に於て 云々は方向 ヨウ

の陣取と云傳三 方向ありきは敵國より
わくく時取合戦よりありき陣取也云々
法よ大ふり 但中ヶ團以上の能く
陣取ありて先敵へ方向より
は方向ありぬいなりは是れと車懸の
事あり

十同

敵地より入りて入城を責るるは
人救厚方為方或る人救の由是不足と
人救をせらるる事

十一同

十二 味方此陣取より時陣取より
小敵節あり尺八も大敵あり可
云 薩府の取は於て要部決意在場
改振打しと信玄の山は陣取を
小勇よりしと陣取多しと
そめ又二心ありとの儀ありと
かもし不慮の事ありと
同甲別の能くは於て後業より
銃炮打程の喧嘩し難人も
信玄人よりしと陣取より
陣取しては是れ不足と守
法人も不慮の事ありと
御りしは御りしと

云 薩府の取は於て要部決意在場 將軍は銃炮
改振打しと信玄の山は陣取を三回しと
小勇よりしと陣取多しと持よりしと人よりしと
そめ又二心ありとの儀ありと云々
かもし不慮の事ありと云々
同甲別の能くは於て後業より一守ありと云々
銃炮打程の喧嘩し難人も陣取願ふよりしと云々
信玄人よりしと陣取よりしと云々
陣取しては是れ不足と守ゆるる大物也同
法人も不慮の事ありと云々
御りしは御りしと云々

云 薩府の取は於て要部決意在場 將軍は銃炮
改振打しと信玄の山は陣取を三回しと
小勇よりしと陣取多しと持よりしと人よりしと
そめ又二心ありとの儀ありと云々
かもし不慮の事ありと云々
同甲別の能くは於て後業より一守ありと云々
銃炮打程の喧嘩し難人も陣取願ふよりしと云々
信玄人よりしと陣取よりしと云々
陣取しては是れ不足と守ゆるる大物也同
法人も不慮の事ありと云々
御りしは御りしと云々

とくくちとくくちとくくちとくくち

○三仕考可仕やうと三ヶ条ぬす

一竹たねのよう〜とつねをくそんぞす片降

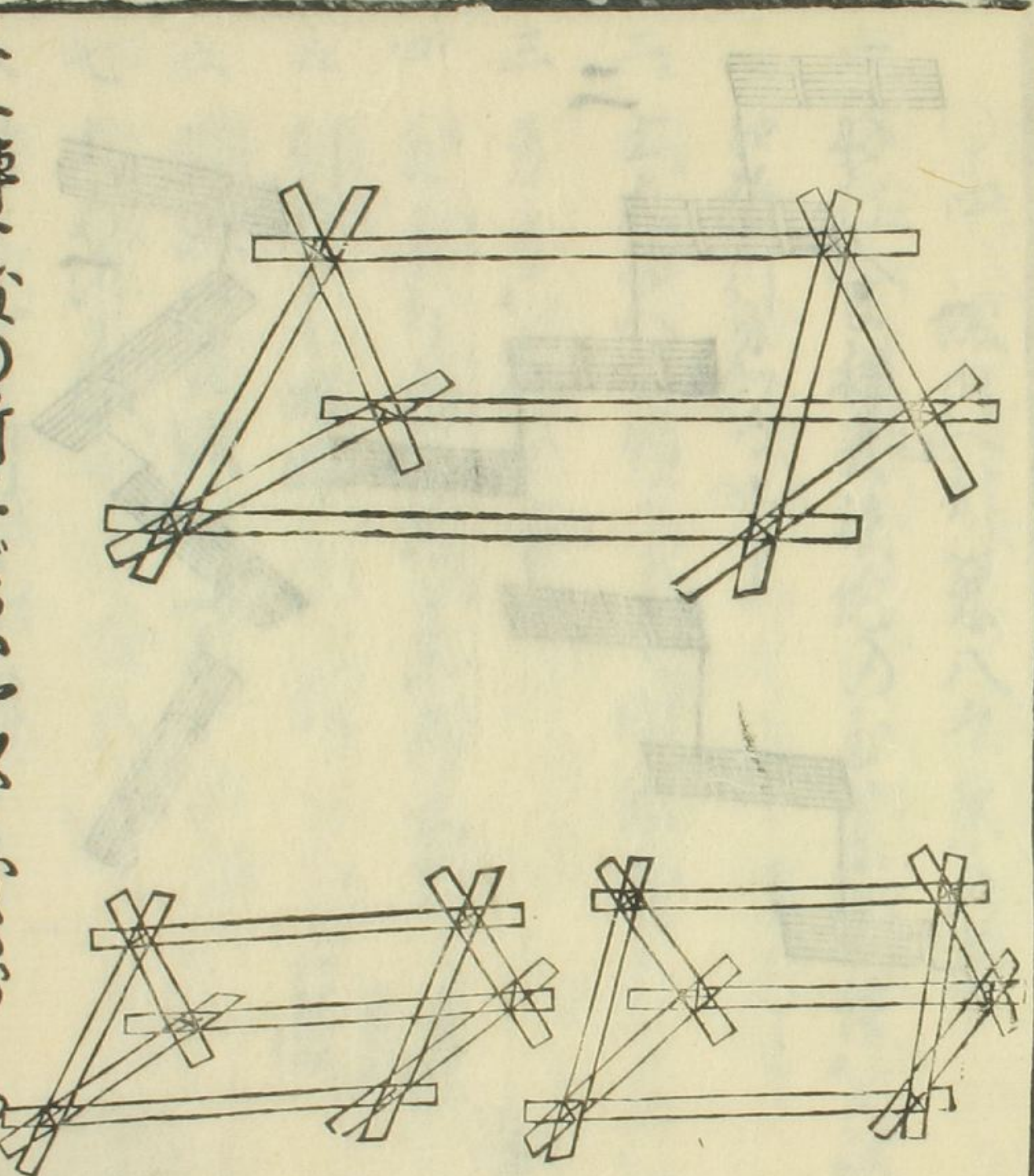
不宣大概高きみ人計りも 横きつり〜と

おみと何方へ〜と〜も同〜と〜小枝や

うよゆ〜

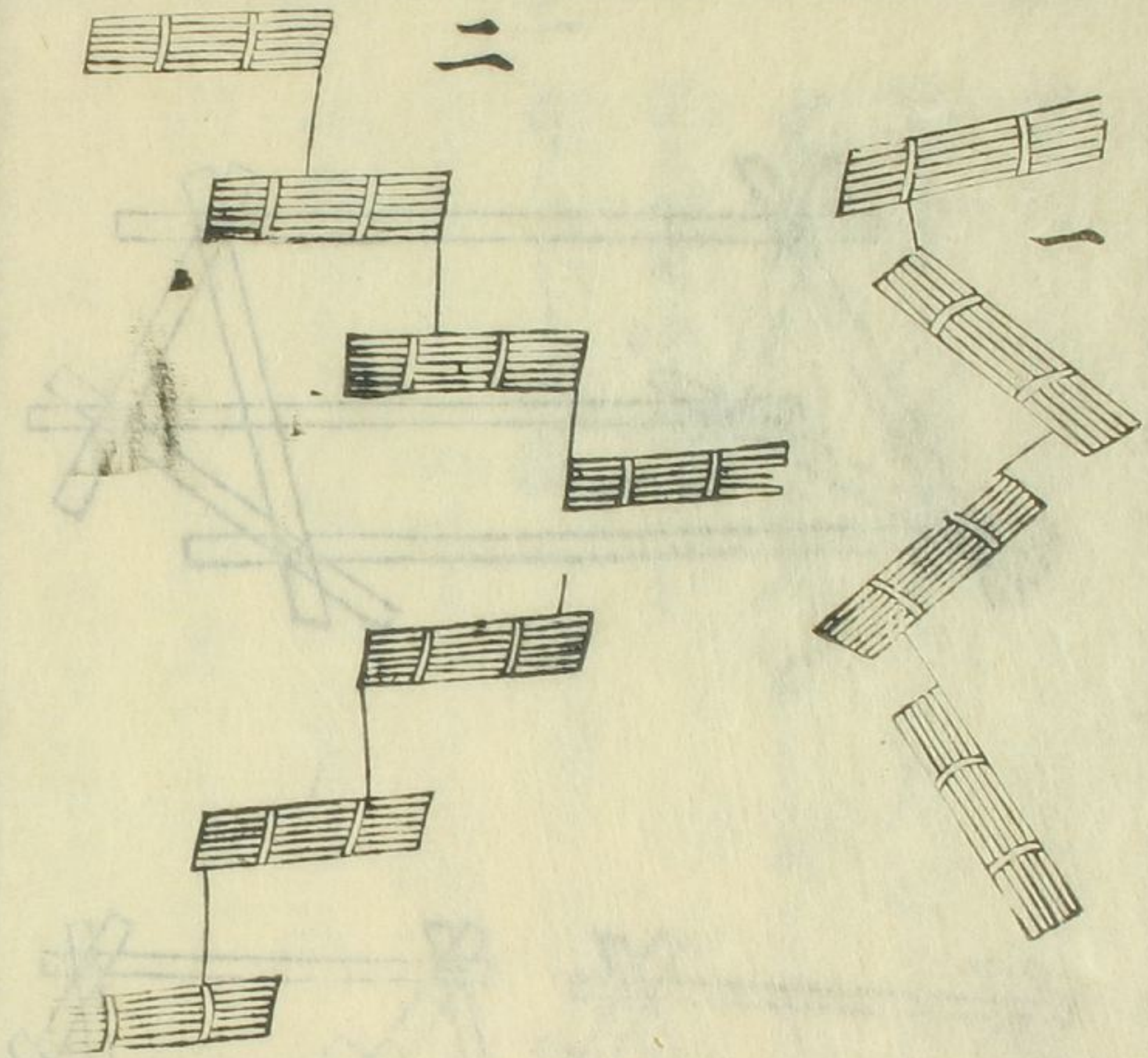
二う〜と図

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]



三一陣一夜の竹たね火と取を感い〜と〜古儀〜とつら
閑声鉄炮うらやうそ〜と〜又いつれと考ふ

四折たむ道り圖



○四 坂内へ計策八ヶ条の事

一 好む食物を洗地の上茶音信を以て討つに後
は振引乃る事

二 士大夫へ一領の事とて同邪欺りりのこととわらうる事

三 力方を入る事

四 介より肉へ移る事

五 引かへ取眼

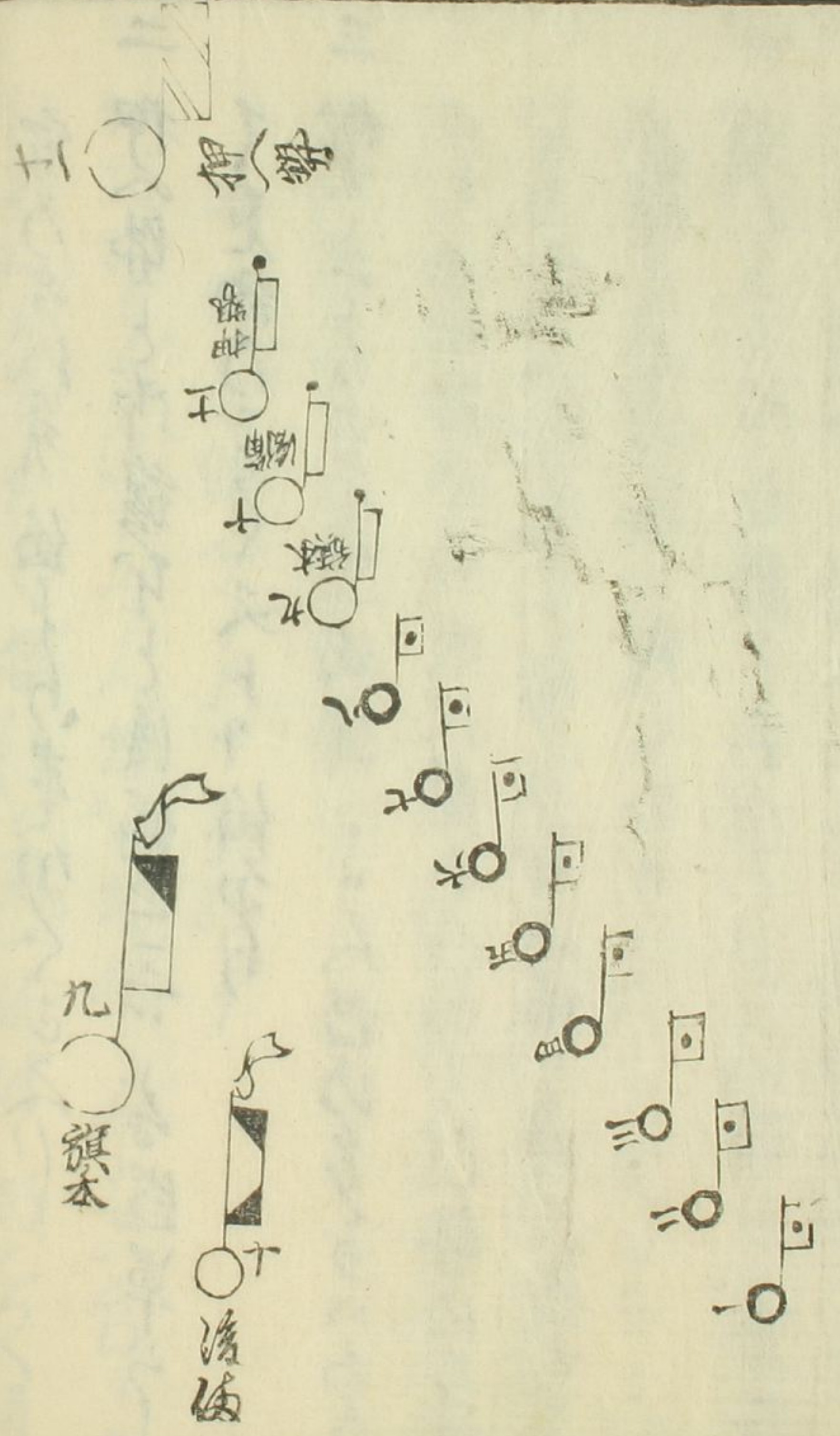
六 盗賊の盗賊と云ふ

七 大わりの事

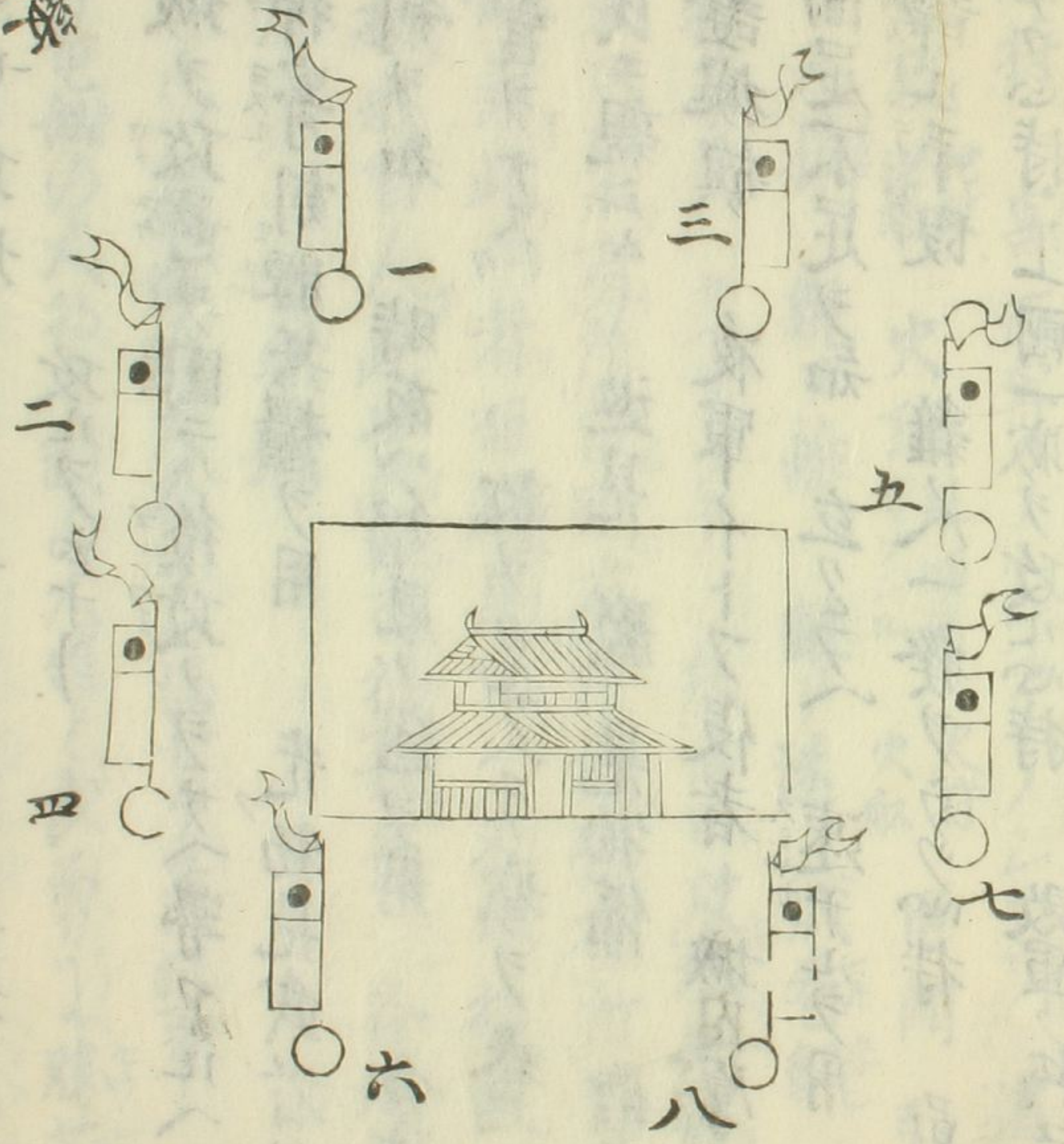
八 此とてりりて無事と云ふ

○異本 五 火攻二ヶ条の事

五拾隱成八重新とりのりら車
圖乃あし



御(辨)



○七 攻城 異 攻ルヲ云ナリ 松玄攻城ト云ハ敵ノ籠城ヌルヲ我行テ

城ヲ攻邑ヲ圍ニハ後攻ノヲサヘ勢アルヘシ

押寄刻腰兵糧ヲ用 先物見武者ヲ進メ地

利ヲ知 時取ハ卯辰ノ刻ヲ用 合戦ヲ持テ

營ヲナス 敵ヲヲサヘテ城ヲ巻 近鄰

氏ニ親シム 巡見 敵見物備 敵攻用捨

證據旗 夜軍イトフ役者 城内厚薄ヲ知

満足不足ヲ知 立リテ 速ナルヲ用 サハクテ

静ル手段 雜人一揆ヲウツ心持 勇士ヨモル

ウツ心持 一國一城ヲ攻ル心持 敗軍ノ兵ヨモルヲ攻ル

心持 寄而寄ラルニヨリノニヤウ 道ノツケヤウ

水攻 蛇攻 火攻 風順送 火持 用向 引出歸伏

大扱 大扱 親ヲ離 敵ヲ迷 城巻解 クハヒキ

捨カニリ カヘリウチ 兵法曰攻城則力屈

又曰勇有所設剛有所施弱有所用強有所

加兼此四者而制其宜 又曰損敵一人而

損我百人此資敵而損我甚 各城ヲ攻ル法也

守城

○八 籠城乃大將可心為七ヶ條事

一 籠城ノ大將ト敵乃大將ト武勇ニ勝テカ

トウツト敵ト多ク人殺ビ方ト少ク勝トテ敵

一 領地へ犯入とて、是を籠城とせしむ。其後又人攻
 らぬ敵も力方とて射くありしとて、大合戦と利
 とを以てその後國と掠るる邑と圍ふれど、此
 合の合戦不計して、籠城とす。秋のまに籠城
 少人救あり、因茲籠城の大將三の所、籠城
 強と置換ふとす。其略六つあり

一 籠城乃地卜人者、價り

二 望者、と撰く伏將

三 童老、人よ作の旗

四 山中、獵人より發炮

五 勝利の味、よく知る將の抱き人々

六 堅固の地、陰の城郭あり、平地の堅固、いかに
 をうごころ、山城乃堅固、を陰よその難きも
 のあり、又視る居城、郡堅固

純守我領地の境へ、か敵のわたり、けく、其と擊つ
 或を敵回へたる、り入て不意、は勢指の場とす、
 秋（是より）敵陳の強やう、うて、秋討、秋軍とす、
 多々この、（テカ）敵とみ敵よ、ひと、か付れ、べつ、
 敵よ、て、も、じ、と、領地へ、た、う、う、た、入、事、籠、城、二
 合、強、多、と、立、る、を、は、る、を、死、と、せ、よ、と、う、り、
 院、武、切、り、の、懼、あ、く、事、あ、身、敵、の、多、人、救、と、た
 の、も、て、押、入、よ、は、謀、と、し、勝、利、と、し、置、る、大、國、と

そのいゝ事能伏豹とけは是あり

二右は乃謀るも不相叶籠城とさる時を城と

只守るものとのさあへうに城とさ大將區

區乃移るうらよゆて入らると相心は我は

の人救る外さるるはよとやく城へ引又敵の

慮と敵の知とく実あく撃之御も城とを

とあり事あられたとへ二二の由間を逃乃

見積りとおお心ゆる

三國持の城へ入り大軍よさるるやどあふを

るよとさるるありき和法よとれはうあうと

籠城の方角よ城相かりす為相人いけむと

く可也之又事

四同 城へ籠り攻るをんと思ひ籠城とらるる

為常守旗下よ可成事

五同 勢城して大軍と引信る程あふ肩が切腹と

いと可思定る

兵法曰投之亡地然後死地然後生衆

陷於空然後能為勝敗

六同 籠城して大軍と引信る程あふ大軍我あ

入防我なり

七同 城と堅固よおあ作法第一書く故略

右異本ハ本書れ文言と書述て一書みハ文成

くどりしとていづも一版と必そまうり用也

○九 守城 異本 私云守城ト云ハ城籠テ敵ヲ防ク法也

方圓八行ノ備ヲ用 先^ツ諸軍ノ人質ヲ取テ本

城ニ菴婦人壯男一所ニシク事ナク老弱ノ兵ヲ

撰テ其ツリアヒシヲ能シテ是ヲニモル 遊軍奇

兵 殿備 足輕モ陰陽アリテ壁ヲニモル

番ノ交代^{カチ}剋限ヲ定但諸手一度ニカハラス剋

限モ不同アルヘシ

相驗 合札 合言ヲ以テ姦人ヲアラタム

鉄炮矢石ハナツ時アリ 竹タバクヅス役人

寄^{ヨシ}手^テ備^{ソナ}厚薄 敵強弱智不智 埋草^{ウラ}ヲ

立降 上ハ將ヲウツ 中ハ敵ヲハラフ 下ハ難ヲサル 夜軍時^{ヨイクサトキアリ}有 時要害^{ヨウカイ}

十死一生

○十 守城用法四十二ヶ条の事 私云籠城可仕 此法のみあり

一 米 大豆 藜 味噌 塩 ぬり じょう 鮫魚^{ササギ}

海草^{カイサウ} 等ノ玉迄其不足格ノ用意可仕

二 水ノ子ヲ用テ不足を身やうノ可仕

三 矢石玉菜不足を格ノ用意可仕

四 竹木^{ツク}蓄積^{ツク}ノ道具不足を格ノ用意可仕

又 敵城^キ印^シ押^シ造^ルる心算^シ城^ノ外^ノ道^ノ儀^ノ竹木^ノとらり

とらり格とそいふ事

云散よりの方守りよりのて種々徳と用
ふ然も林本代好指とつけ交儀もさへ一
よ不可んは大物の智不智よりのて

六 氏家と散火一自燒可仕る

七 城介の井泉水よりの不浄とさづち水のみ必き
何處に事

云々の散るれはさく不浄と人の口はさく
さのあまりのさぐりつゝあるありさへ井泉水
と用水よる不用散りの置ら損多うらん

八 城介と憐の行末のりさうあべをさる徳
よる返城内へ入る事

九 入るる不叶いものとば徳控へき

云々と攻めかどり志右乃乃具よ事關す
あつゝはさるるも敵よ合力といふ程の

るもはわしこそ上六ヶ条目の自燒乃時此
道具のあまりあしきり強又ハ急相計は

まよと抄すら強

十 門櫓家の方よるも敵もさうり散火よは

五とびざりともゆるへき

土佐の方四の格とちるべし先法軍の人質取
ては城よ親婦人仕男二百よ玉るあく老弱
の兵と撲とさつるあひとさく是と守り

む一相残る人数をきて四方城をむ一と
く陰陽の儀をくちとせりてやあれ

十二是時二つ一か陰陽れ心はましく業の
あまやうふまき事

云籠城獲るのり鉄炮は是時より引て士の
むら役ありとぞ是時より余は役候まき

十三遊軍奇兵まりの海可有る

十四相中^名浅多く一敵不知はれも相れと
お^{アヒ}云^ト業^ハお^ハよ^ハあ^ハり^ハお^ハこ^ハま^ハら^ハあ^ハれ^ハ其^ハ人^ハの
ま^ハら^ハれ^ハあ^ハら^ハんと可^ハ改^ハ事

十五番の交代の物束の員種^{カウ}を以てそ^カ新^テ限^ケと

下但迄も一夜も替りて不用制限不同は
るあり

十六堅固の不堅固と云ふ可^ハ有^ハ心^ハは^ハ事

云^ハ敵^ハ不^ハ堅^ハ固^ハ然^ハ可^ハ人^ハと^ハ彼^ハ堅^ハ固^ハと^ハ云^ハ古
法^ハあり^ハ故^ハに^ハ城^ハと^ハ彼^ハと^ハ一^ハ致^ハあり^ハ但^ハ繩^ハ張^ハ上^ハる^ハ乃
ま^ハら^ハ城^ハと^ハ繩^ハふ^ハけ^ハ心^ハわ^ハり^ハと^ハあり^ハ

十七敵のむまき城と音つるを周章^{アハテ}て防^ハら^ハる^ハか
く能^ハ辨^ハあ^ハり^ハて^ハ門^ハ張^ハと^ハ堅^ハ固^ハと^ハち^ハり^ハ鉄^ハ炮^ハ城^ハ打^ハ
ら^ハと^ハ付^ハま^ハ石^ハと^ハち^ハり^ハ火^ハ矢^ハと^ハあ^ハげ^ハ敵^ハ城^ハと^ハら^ハま
ぬ^ハそ^ハを^ハ由^ハと^ハ計^ハ無^ハ用^ハの^ハ働^ハと^ハか^ハり^ハ兵^ハ具^ハの^ハ海
ぬ^ハそ^ハ考^ハ可^ハ有^ハ之^ハ事

ふく二三を獲らんと切る打棚タナと用ふるに傳

此九屏柱と云るは同四人かといはく玉柱と云はつ
あてそのりよさぬと切揃入るるに四人計ひん
まどつとくして屏柱の向違ふらるるにまへ

此折屏ハ横矢ち成城ノ用敵杉味守杉に傳可
者事

生田地と切らばして屏と柱は自害也安し
敵杉味守杉屏外ノ空地もさく敵屏へけくは後
味守杉ハ捨れ大をさへ唐とさきりよと
見らるしは葉苗世の遺傳あり

此大を唐と云ふは心は可なり

此二門の扉板と打らばたつまよりの角木と云
るは打らると可用事

此三籠儀の時を屏乃切らばりおらばり一に傳
わらる事事屏下地の許らりそきりして
木支成と用らる

生云らる程の小櫓にても櫓の又六平回も可
け切らばりおらばりも水く切らばり
ハ森ぬは危し又屏下地乃作れ事と云は細
る事歟

此四屏うらり道とつけはりり可なり

異本 守城用法

兵糧 米 大豆 味噌 鹽 薪 糠 藁

乾魚 海草等不足ナキヤウニ用意

水手外ヨリ來ル水ヲキラフ 矢石土茶

竹木簀目請ノ道具 敵不來以前ニ郭外ノ

木竹ヲキリハチニ舟橋等ヲ絶 民家ヲ放

火ニ 自燒ヲ用 但時ヨリ敵ニヨル 郭外近郊

雜具 陣具コシヲトル 城内ヘトリイルコト不許物ハ

コシヲヤク 敵ヨリ放火ニ便アルトコロヲハコシヲ塗

水溜水ハジキ

○異本 城内法度七ヶ條ける 秘伝秘法の内法

度とて食するものあり

一 籠城の内の食物一汁一菜之を以て食するニ用

事おやそ他の陳他の役をへりてくさるるニ

敵城印へしを存ては城中より糧よる食物と

け印へんやうりよとんへりてさるる中四外の人

よりのまじりみまらりよれはさるるれ但是はる

よりのまじりみまらりよれはさるるれ但是はる

ばむらみみらりよれはさるるれ但是はる

る六むらみみらりよれはさるるれ但是はる

る六むらみみらりよれはさるるれ但是はる

○異本 城内法度

養醜ノ食物 無用ノ往還 外へミユル道具

旗指物之外 外ノ使ヲ不可取次 但事ヨリ様子ニヨル

凡書落文不可被見 奇瑞妖怪萬事ノ吉凶

謂へカラズ 高声小歌大酒コレヲ禁ス

各竹薙城ノ法也

之燃の政守正なハ多異なハ多ク一品の多少

損益凡ハ人志へ一故一更テ書

○十三 異本 船戦 秘云船戦ト云ハ船ニテ戦ヲ云也

吳子昏かつるまよよ對して云船戦の法と以て陸

軍の法よひまこと云陸の戦船戦船儀あり候

と云方四八行乃他法と云り陸船陽船と云へ

と能く令る配くくく金鼓旌旗の制と定

とのくは傳

同異本

方四八行ノ備ヲ用 陸船陽船アリ午分手配

手與アリ金鼓旌旗ノ制ヲ定

○十四 異本 容戦法五ヶ条あり 秘云我船よて他國へ

あり

一 乞船と可付地敷とみるる所要あり

二 陸地敷と云はうく海くくは是入あり守極乃善

貴まなくなくくくくくくくくくくくくくくくく

あり(貴まなくく敵の足切可きくくくくくくくくく)

三里の内は船乃付船ありわたりよりの
くは信

三 よう 津よりあそまうくと打塩の差引つよふ

して塩をのこらうと申すそふうく志不引い

魚のくとして津とあそまうもわがら場は

入切りく敵の刃切をくして伏兵覆兵の地なり

して船と可付みふとのせらふとさうら各に信

四 我はうりて利わる人負ふと敵も立てて撃ちんじ

そあうりあわてわがらんとさうらありまをに

さふ付てその雇とち其勞は付そのふ意成

ら川は信可まら

北一向二裏常蛇は首尾は信可まら事

異本 容船法

上り場ヲ見

岸深足へナラス 見切所遠ク

潮ノ満テスクナリ 西復伏場ナリ

左右

廣キヲ善トス

遠浅足へ

見切所近クカマリ場

多利ノ見テ上ル 潮ノ満テツヨク 左右陟ヲ要

スル也 岸ニ傍ニ常蛇ノ首尾ヲ用

○十五 異本 主船法又テ糸のり 船云敵船して我固

の海をへわがらんとすうをせと防く謀切也

一 船よりくあう敵と防くは大川城堅固は用て

防くは同一船よりわがら敵とあけをせは

て封くはとさうらありまをに信可まら

一 船の立止むる所を可也に傳

二 船をあるがより又町を十町もあきりてしき

見切可し船と立止時の方と旗て海色とちり

む目大なる船あり銃炮あるべしに傳

三 船が波より番船と番伏を置置可有

四 後援旗相高の貝の音を各に傳

五 露船と用て敵わづらひ船とらるる

自船法

岸ヲ去テ陣ヲ張 見切所ヲ用 弓銃炮ヲ以テ

海自遠ヲ守 取手番 覆伏ノ兵ヲ用

露船ヲ用テ賊船ヲ取 證據旗相高ノ貝鐘

○十六 往還の船と番の法又ヶ条はる 船を敵船より

て我國の海意押さるるべきとすむべし他法は云

あり

一 船見切可しとすらるるの事よを傳の儀とす 露船

の来る所をうらむ敵船の事

二 露船の船が波より相高の物見を露船より

のり立止むる所をうらむとすむべしに傳あり

露船

三 船のちのしきと用船を切りたる事

四 目大なる船とあり押さるる船とあり

むる事あり見切可し大筒の火矢はるる事

よまらうけに傳可事

又此の噴送と刃槍の滿ミナテとらんぐミナ或るちり休
まらうけ可事

異本 往還ノ船ヲ番ル法

遠候ノ備 陰船陽船 覆船小船救ヲ用

相備物見 大筒石火矢 数ノ刻キ常ノ積風ノ噴送

潮ノ滿テ 守休時アリ

○十七異本 敵地の海上と押行法三ヶ條の事 和云我

船よて敵國の海上とある敵是とらん
とらん一水ありあまよと切通る人飛
はとらんあり

一 三者の船とはらん敵の船子とらんてい可事

二 其下の塩乃滿テ内ウチの苦思を順くとる
その利とるをとりてくへ事

三 陰船陽船と定て戦と可用此法は第一と同一
異本 敵地ノ海上ヲ押行法

三者ノ船 潮ノ滿テ 風ノ噴送 陰船陽船

○十八異本 船管法三ヶ條の事 和云船よとく他國へ

船員への耐風とゆう或は櫓より海の方
とゆうとゆう何とそ子細まそ船とゆうと
なくるまへて一と船法の事とらん

一 船管フネの法わりの方海の格かぢを用一

二先三者と接へ上ヶ出陣ノ敵の有之と計地利の
善悪以知法は船とみ中々入庫

三大船の船と云中ふあ一各該船陽船組合て若
右右れ彼も他々へ一是船管の法あり

○十九船管其端

舟

舟

舟

船管

[Faint bleed-through text from the reverse side]

舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟

舟 船管 舟 中管 舟 石管 舟

舟 舟 舟 後管 舟 舟 舟

[Faint bleed-through text from the reverse side]

○^{異本} 船管武切九ヶ条の事

- 一 みるかとうりつとつとつとを置れ指しつうすつとを置
とある所切や多と有らふ
- 二 塩の指引されあつて岸^キ深^{フカ}成と用へ
- 三 敵乃を退し心と付て用心ある人ある
- 四 作法のこころ船とあつてつらとねらふと用らる
をよめめ敵指旗の制と海一別根と定めんと
波勢とそり中^{サレ}の利心はつけの順刃の船乃外
船の注をよと堅^{カタリ}とむ人ある
- 五 船を固順刃の舟も合詞物束の事可也
- 六 船以いそを視し船尾^{ヒモ}いさく船^{カネ}へ有る事

七 船中一敵水練^{スイセン}と入て舟のちよと成切舟底の板
とわりと水とひまんとする事可也と云ふ
八 水よりうらとらりのあつてはよとらん成可也
九 水乃流しとくうひ田乃有るふ便りて敵水船
とつと船とやんととらる事あるべしそのらん
可也と云ふ

異本 船管法

守田八行陣ヲ用 三者船アリテ敵ノ有無遠
近ヲ分シ地利ヲ知 潮ノ満テツヨクシテ遠淺ナル淺
ヲ嫌潮ノ満テスクナク岸深キニナトヲ好
舟ヲナラベイカリヲヲロシ無用ノ往還ヲ禁

金鼓旌旗ノ制ヲ約シ水ヲ汲薪ヲトルニ七刻限
 ヲ定 警言同巡見ノ船有 合言 合札相驗アツ
 テ其約ヲ堅ス 船頭 遠視 船尾高臨
 夜中水練ヲイトウヘシ 水上ニ浮ヨルモノニ心付
 水流風上ニ心付 火船ヲイトフヘシ

○凡一舟軍武印ハケ條の事

一 船ノ人案候ノ事

荷船ニ石を人セ負船ハありひオ分案口傳
 是ハツモリナリ料目一人ニ付二石ツマセ

二 船中足將配乃事

船尾ノ足將ト配ル船中ノ足士ト玉口傳

三 船中ノ備へたる足將切と海急の備へたる船中ノ備へたる事
 船中ノ備へたる足將切と海急の備へたる船中ノ備へたる事

四 船中ノ備へたる石ノ取付事
 船中ノ備へたる石ノ取付事

五 繩ノ大小事
 繩ノ大小事

六 火ノ取付事
 火ノ取付事

七 船中ノ備へたる石ノ取付事
 船中ノ備へたる石ノ取付事

八 船中ノ備へたる火ノ取付事
 船中ノ備へたる火ノ取付事

○凡一船中物ノ事

一 小舟數往來者謀議也退而杳顧者疑我也

欲進而復退者探我也既退而卒進者襲我也
也鼓噪而矢石不下者兵器也却顧者欲復
來也先急而復緩者整備也促鼓而不戰者
懼我也泊而揚帆者欲出不意也既退而不
速者謀也火夜明而呼噪者恐我襲彼也擲
纜而昂起者欲擇其利也火數明而無聲者
備器也夜泊而趨於涯涘者御道欲往也促
纜而不呼者急欲逃也促纜及流懸燈於途
者夜逸而遺也久而不動者偶人也鼓而無
韻者偽聲也近岸連村而不登者怯也不久
因諸和投降者詐也ト云云

〇要本 九三 船戰用法

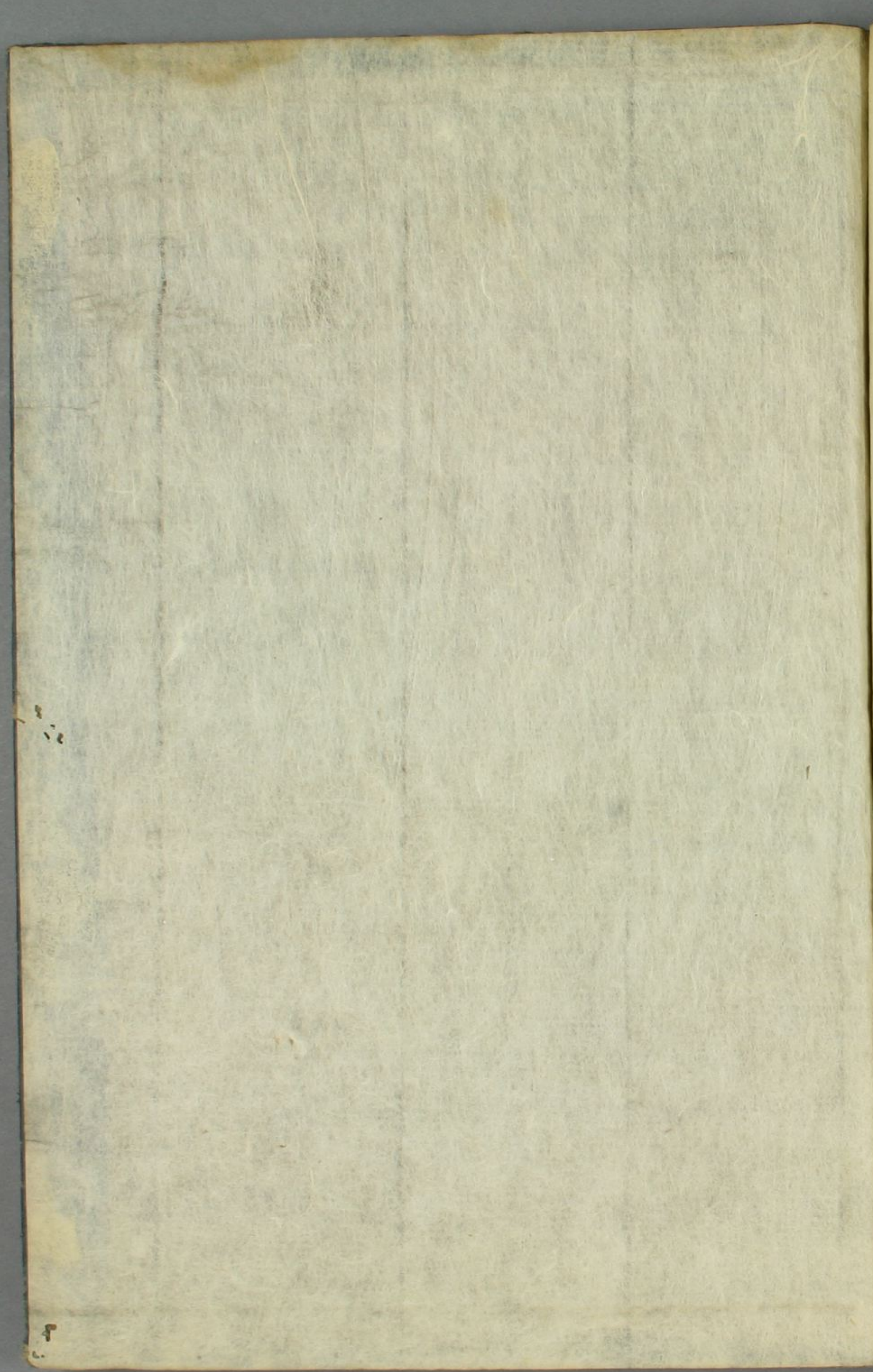
船人彙積 船中足輕必配作法 水手足輕
船中隔カウヲ用 兵右ヲ不殺 兵左ヲ不殺 約束繩 石ヲ積
火矢ヲナケラフヲ射 鉄炮ヲ放時アリ 船中へ
水入フフセク 兵法曰小舟數往來者謀議也
遲而審顧者疑我也 欲進而復退者探我也
既退而卒進者襲我也 鼓噪而矢石不下者
兵器也 却而顧者欲復來也 先急而
復緩者整備也 促鼓而不戰懼我也 泊揚
帆者欲出不意也 既退而不速者謀也
火夜明而呼噪者恐我襲彼也 擲纜而昂

起者欲擇其利也。火數明而無聲者備器也。夜泊而趨於涯涘者鄉道欲往也。促纜而不呼者急欲逃也。促纜及流懸燈於途者夜逸而遺也。久而不動者偶人也。鼓而無韻者偽響也。近岸連村而不登却者怯也。不久因詰和投降者詐也。各船戰之法也。

正本二船軍ハる多クハトク一艦乃満テの圖と繩と以抗取リテと船を引と定テの事あり傳ニ海陸と重ラニ候時ハ臨テの音響も畧々その者ハ向テ利とる也賊とハ賊と以セト敵ハ海とと皆わくくハ一風はあま

不可佳畢竟陸戰ありねんもくまば不従人
もくくハ向テとる也賊とハ賊と以セト敵ハ海とと皆わくくハ一風はあま

信玄公集末書卷第十五終



Handwritten text in a cursive script, possibly a letter or a page from a manuscript. The text is written in dark ink on a light-colored, aged paper. The page is framed by a double-line border. The text is arranged in several lines, with some characters appearing to be in a different script or dialect. The right edge of the page shows the binding of the book.

